

令和7年10月20日

各位

更生会社 中川企画建設株式会社
管財人 弁護士 高 木 大 地

財産所持者等へのお知らせ

中川企画建設株式会社の令和7年10月20日付け会社更生手続開始決定に伴い、大阪地方裁判所から、会社更生法第43条3項3号の規定に基づく通知が発せられましたので、お知らせいたします。

なお、更生会社に対する買掛債務の弁済は、別途の通知等がない限り、これまでの取引において指定されておりました更生会社名義の口座にご送金いただきますようお願いいたします。

以上